

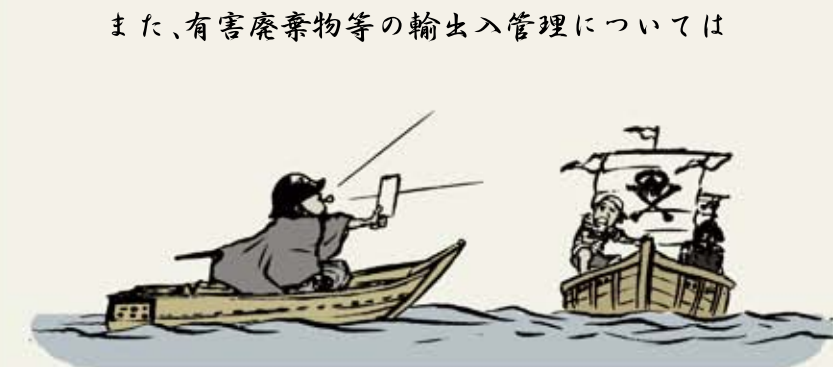
# 廃棄物の不法な輸出入は許しません

東アジア諸国の循環資源の適正利用・処理能力を向上させると同時に

また、有害廃棄物等の輸出入管理については

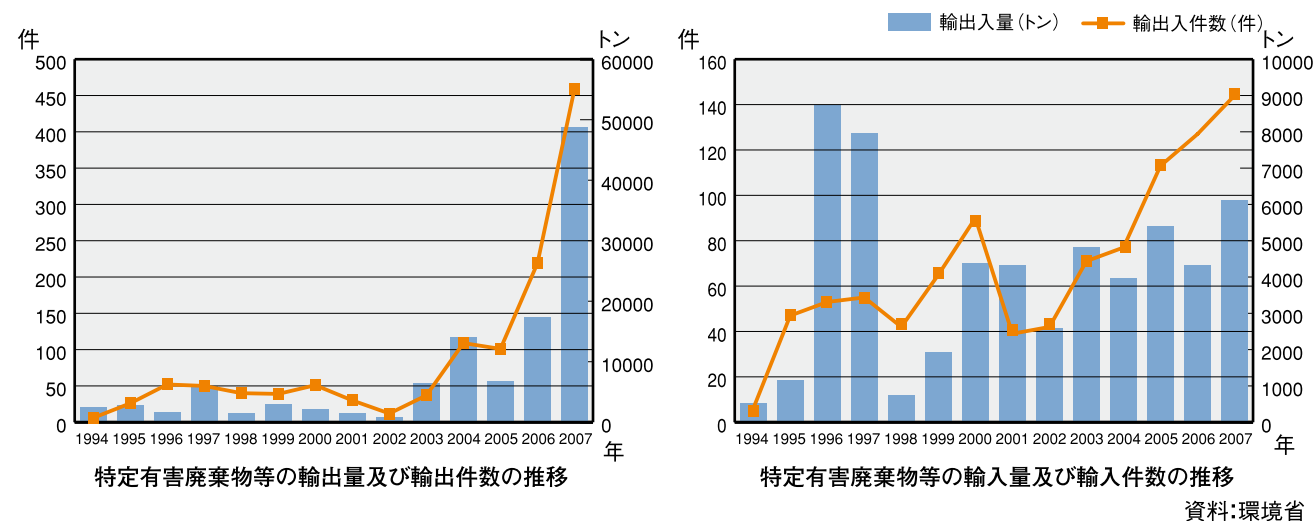
不法輸出入を防ぐために、規制の執行体制を強化し規制対象物品を国際的に明確にしていく必要があるの

廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化することが大切なんじゃ



## ◆不法輸出入防止に向けた取組

日本の特定有害廃棄物等の輸出入は量・件数ともに増加傾向にあります。



そこで、日本では不正輸出入を防ぐため、下記のような取組を行っています。

### 1. 日本国内の取組

#### ●規制の執行体制

- ・輸出入関連業者へのバーゼル法等説明会の開催。
- ・循環資源輸出入事業者向けに、個別案件に対する事前相談の実施。
- ・税関において、慎重な検査を行う等水際対策を強化。

#### ●規制対象物品の明確化

- ・バーゼル法条約による規制対象物品の明確化。

### 2. 国際的な取組

- 「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」の推進
- 「アジア太平洋地域における廃電気電子製品の環境上適正な管理プロジェクト」の支援
- 日本と循環資源の輸出入が多い国々との多国間・二国間の枠組による連携

## ◆東アジア循環圏の構築に向けて

今後日本は、東アジア循環圏の構築に向けて取組を本格的に始動していくことにしています。その第一弾として、我が国は2012年までに東アジア循環型社会ビジョンを策定し、アジアにおける持続可能な物質循環の実現を図っていきます。